

J A M 政策 NEWS

2013年12月11日 第2014-10号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

民主主義を踏みにじる暴挙は許せない！！

「特定秘密の保護に関する法律」成立

12月5日、政府・与党は、「特定秘密の保護に関する法律」を、衆議院に引き続き参議院の特別委員会で強行採決しました。さらに12月6日に開催した参議院本会議では、賛成多数で成立させました。

JAMでは、衆議院の特別委員会で十分な審議をせず強行採決したことを受け、書記長談話を出し、これに強く抗議しました。

この法律は、曖昧な条文が多く、今後「秘密指定の恣意的な拡大」につながりかねません。

さらに、特定秘密に関係する企業で働く労働者への影響についても不明確であるばかりか、労働組合の結社の自由など労働組合が行う活動に対する影響もまったく不明のままです。

今後の政省令の策定では、広範な分野から選出した委員による十分な議論を通じ、国民の懸念を払拭することが不可欠です。JAMは、この法律がいかに重大な問題をはらんでいるものであるかをさらに浮き彫りにしつつ、連合とともに取り組みを強化していきます。

【問題点】何を「特定秘密」にするのかは、行政機関等が自分で決めますが、これが妥当かどうかチェックする機能が曖昧です。政府が国民に知られたくない情報はことごとく「秘密」に指定されてしまう危険性がきわめて大です。

【特定秘密】①国の安全、②外交、③公共の安全と秩序の維持の3つの分野のうち「国の存立にとって重要な情報」としています。

【私たちのプライバシーは？】「特定秘密」が漏れないようにするために、「特定秘密」を取り扱う人たちの管理を徹底することが重要としています。情報を取り扱う人たちの住所・学齢・職歴・渡航歴・通院歴・犯罪歴等、他人に知られたくないプライバシーまで調査、管理しチェックするとしています。本人だけでなく、家族・親戚・友人・恋人のプライバシーも調査対象になります。

【処罰されるのは？】特定秘密を取り扱うことを業とする人が、業務上知った秘密を他人に漏らすと、10年以下の懲役刑に処せられます。公務員だけでなく「特定秘密」に指定されたことながらを、偶然研究の対象にしていた研究者や、関連企業の技術者、仕事上「特定秘密」にあたることながらを知らされた労働者等も広く処罰の対象に含まれます。

<例えば>

自衛隊の装備品を納入している企業に勤めている労働者が、製品の性質等を「特定秘密」とは知らずに友人に話すと「業務上過失漏洩」として処罰されることとなります。

<特定秘密の保護に関する法律全文：東京新聞より>

<http://www.tokyo-np.co.jp/feature/himitsuhogo/zenbun.html>

